

中学校適正規模化の具体的方策について／小学校適正規模化の具体的方策について

1 適正化の手段

適正規模化の方法としては以下の手法が考えられる。

(1) 統合

小規模同士の統合や小規模校と適正規模校との統合など様々な形で適正化を実現することができる。

一方で、規模が大きく異なる学校同士を統合する場合には、規模が小さい学校において「吸収される」という意識が芽生えるなど児童生徒の心理的な負担が懸念されるほか、統合後の学校の位置や校名、校歌や制服等の検討及び施設整備の必要性が生じるため、実現までに時間を要するといった課題がある。

(2) 通学区域の見直し（校区の変更）

小規模な学校と隣接する学校の通学区域を一部変更することで学校規模の適正化を図る手段で、小規模校と大規模校が隣接している場合には、有効な方であるが、小規模校同士または小規模校と適正規模校の間では適正化を実現できない可能性がある。また、同じ学校に入学した児童生徒が通学区域の見直しによって途中から異なる学校に通学することも想定されることから児童生徒の心理的な負担が懸念される。

(3) 学校選択制の部分的導入（小規模特認校制度）

小規模な学校について、通学区域に関わらず、どの地域からでも就学可能にすることで学校規模の適正化を図る手段であり、幅広く児童生徒を募ることにより学校規模を一定程度改善することはできるが、小規模校の良さを活かした特色ある教育内容によって幅広い地域から児童生徒を集める制度であることから、山間部や島しょ部等で小規模校を存続せざるを得ない状況において有効な方策と考えられるが、学校規模を適正化するために有効な手段とは考え難い。

<協議内容>

2 学校数、配置について

(1) 中学校

(2) 小学校

3 適正規模をどのように進めていくか。

- ・ 生徒数／児童数がどのような状態になったら・・・？
- ・ ○○年後に？
- ・ 令和○○年度から？

通学区域制度弾力的学校選択制等について<文科省ホームページ抜粋>

市町村教育委員会は、設置する小学校又は中学校が2校以上ある場合、就学予定者が就学すべき小学校又は中学校を指定することとされている。その際、あらかじめ、各学校に通学区域を設定し、これに基づいて就学すべき学校が指定されることが一般的である。

近年、地域の実情に応じて「学校選択制」を導入する市町村もみられる。

「学校選択制」は、就学校を指定する際に、あらかじめ保護者の意見を聴取して指定を行うものである。

1 用語解説

(1) 就学校の指定

市町村教育委員会は、市町村内に小学校（中学校）が2校以上ある場合、就学予定者が就学すべき小学校（中学校）を指定することとされている。（学校教育法施行令第5条）

(2) 通学区域

就学校の指定をする際の判断基準として、市町村教育委員会があらかじめ設定した区域をいう。

この「通学区域」については、法令上の定めはなく、就学校の指定が恣意的に行われたり、保護者にいたずらに不公平感を与えたりすることのないようにすることなどを目的として、道路や河川等の地理的状況、地域社会がつくられてきた長い歴史的経緯や住民感情等それぞれの地域の実態を踏まえ、各市町村教育委員会の判断に基づいて設定されている。

(3) 学校選択制

市町村教育委員会は、就学校を指定する場合に、就学すべき学校について、あらかじめ保護者の意見を聴取することができる。（学校教育法施行規則第32条第1項）この保護者の意見を踏まえて、市町村教育委員会が就学校を指定する場合を学校選択制という。便宜的に分類すると、主に以下のようなタイプがある。

1	自由選択制	当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
2	ブロック選択制	当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
3	隣接区域選択制	従来に通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
4	特認校制	従来に通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの
5	特定地域選択制	従来に通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの

(4) 就学校の変更

市町村教育委員会から指定された就学校が、保護者の意向や子どもの状況等に合致しない場合において、保護者の申立により、市町村教育委員会が相当と認めるときには、市町村内の他の学校に変更することができる。(学校教育法施行令第8条)

また、市町村教育委員会は、就学校を指定する通知において、この保護者の申立ができる旨を示すこととなっている。(学校教育法施行規則第32条第2項)

(参考1) 玉野市の指定学校変更許可基準一覧(資料3)